

定例委員会会議録

委員長 中 村 映 子

委員 本橋 正壽

委員 岩崎 典子

委員 淺沼 敏幸

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 日 時 | 令和7年5月26日（月） 午前10時00分 |
| 2 | 場 所 | 選挙管理委員会室 |
| 3 | 出席者 | 委員4名、事務局長、係長3名、書記2名 |
| 4 | 議 案 | （1）在外選挙人名簿の登録および抹消について
（2）令和7年6月22日執行東京都議会議員選挙における開票実施要領について
（3）練馬区選挙執行規程の一部改正について |
| 5 | 報 告 | （1）令和7年度常時啓発事業計画について
（2）公職選挙法の一部を改正する法律の施行について
（3）改正公職選挙法の周知リーフレットについて |
| 6 | そ の 他 | （1）配付物について
・月刊選挙5月号
・Voters No.85
（2）日程について
（3）その他 |

午前 10 時 00 分、中村委員長開会を宣す。

【議案】

(1) 在外選挙人名簿の登録および抹消について

選挙係長より、在外選挙人名簿に関して、在外公館で申請のあった 8 人を新たに登録し、3 人を抹消するとの説明があり、可決された。総登録者数は 1,096 人。

(質疑・応答)

特になし。

(2) 令和 7 年 6 月 22 日執行東京都議会議員選挙における開票実施要領について

選挙係長より、令和 7 年 6 月 22 日執行東京都議会議員選挙における開票実施要領について説明があった。

(質疑・応答)

特になし。

(3) 練馬区選挙執行規程の一部改正について

選挙係長より、刑法の一部改正に伴い、練馬区選挙執行規程の一部を改正することについて説明があり、可決された。

(質疑・応答)

委員：刑法の一部改正に伴い、「懲役」「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」に一元化されたため、様式の「禁錮」の文言を「拘禁刑」に修正することだが、実際に刑に処せられるまでにはどのような過程を経るのか。

事務局：選挙管理委員会事務局より警察へ情報提供をした上で、撤去命令書等を候補者に送付する。その後、対応がなければ警察の捜査→裁判所へ起訴→公判→判決という一般的な刑事手続きを経ることになる。

委員：立件するか否かは警察の判断ということか。

事務局：そのとおりである。

委員：各選挙に連続して立候補される方でも、警察での違反ケースの判断はその都度行われることとなるのか。

事務局：その都度の判断と思われる。

【報告】

（１）令和７年度常時啓発事業計画について

情報啓発係長より、令和７年度常時啓発事業計画について報告があった。

（質疑・応答）

委員：選挙啓発サポーターは１８歳であれば高校生でもできるのか。

事務局：選挙権があればできる。高校等で出前授業を実施する際にはチラシ等を配布し、案内をしている。

委員：現在の選挙啓発サポーターの人数はどのくらいか。

事務局：７０名を超えている。

（２）公職選挙法の一部を改正する法律の施行について

局長より、公職選挙法の一部を改正する法律の施行について報告があった。

（質疑・応答）

委員：今回の法改正により、選挙管理委員会事務局にポスターが規定に違反するかどうかを判断する新たな権限が付与されたということか。

事務局：品位保持規定は、候補者に対して、品位を損なう記載をしないよう候補者の自覚を促すということを目的としている。したがって、総務省や選挙管理委員会に、個別のポスターがこれらの規定に違反するかどうかを判断する新たな権限が与えられたものではないと考えられ、警察もまた同じ見解を示している。ただ、公職選挙法に品位保持規定が明記されたことは大きいと考えられる。

委員：候補者の自覚と有権者の良識ということになるか。

事務局：そのとおりである。

（３）改正公職選挙法の周知リーフレットについて

選挙係長より、総務省および東京都選挙管理委員会事務局が作成した改正公職選挙法の周知リーフレットについて報告があった。

（質疑・応答）

特になし。

【その他】

（１）配付物について

・月刊選挙５月号

・Voters No.85

（２）日程について

今後のスケジュールについて、委員会日程予定表で確認した。

午前 11 時 00 分 中村委員長閉会を宣す。